

弁天町駅周辺まちづくり検討会設置要綱

(名称)

第1条 本検討会は、弁天町駅周辺まちづくり検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、大阪のニシの玄関口にふさわしい弁天町駅周辺のまちづくりビジョンを港区役所が策定するにあたり、次条に定める事項について検討を行い、ビジョン案として取りまとめることを目的として設置する。

(検討事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 弁天町駅周辺のまちづくりの将来像に関する事
- 二 弁天町駅周辺の未利用地の活用の方
- 三 弁天町駅周辺の回遊性向上策に関する事
- 四 その他、上記に関連した必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、別表1に掲げる学識経験者及び別表2に掲げる団体等が指名する職員（以下、「委員」という。）により構成する。

- 2 検討会には座長を置き、委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(オンラインによる開催)

第5条 感染症のまん延防止の観点から 開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 この会議の庶務は、港区役所協働まちづくり推進課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、港区長が定める。

附則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

別表 1

■学識経験者	
大阪大学大学院工学研究科 地球総合工学専攻教授	木多 道宏
大阪公立大学工学研究科 都市系専攻准教授	吉田 長裕

別表 2

■大阪市
港区役所
計画調整局
都市整備局
契約管財局
■民間事業者
西日本旅客鉄道株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社
JLL リテールマネジメント株式会社